



佐賀県公報

平成17年
6月1日
(水曜日)
第 12611号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

- ◎佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

(八三・建築住宅課) 一

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の所在地の変更

(三三八・長寿社会課) 二

- 平成十七年度における保安林の許可すべき皆伐面積の限度 (三三九・森林整備課) 二

(三四〇・市町村課) 二

- 佐賀県地域総合整備資金貸付要綱の一部改正

(三四一・市町村課) 二

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請

(商 工 課) 三
(建設・技術課) 四
(農 地 整 備 課) 七

- 大規模小売店舗の変更に関する公示

- 建設業の営業停止処分

- " "

- 都市計画の変更に伴う関係図書の写しの縦覧

- 開発行為に関する工事の完了

- 土地改良区の定款変更認可

- 兵庫土地改良区営土地改良事業計画変更決定

- 県営八平北地区土地改良事業計画決定

- 県営有明東地区土地改良事業計画決定

- 玄海町営田代地区土地改良事業施行決定

公布された規則のあらまし

○佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第八三号)

- 1 指定管理者の申請の方法を定めることとした。(第三一条関係)
- 2 指定管理者の指定の基準を定めることとした。(第三三条関係)
- 3 その他所要の改正をとこととした。
- 4 この規則は、公布の日から施行することとした。

○規 則

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年六月一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第八十三号

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県営住宅条例施行規則 (平成九年佐賀県規則第五十三号) の一部を次のように改正する。

第二十八条第三号中「地区施設」を「地区施設 (以下「県営住宅等」という。)」に改める。

第三十条の次に次の三条を加える。

(指定管理者)

第三十一条 条例第六十五条第三項に規定する指定管理者 (以下「指定管理者」という。) の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 法人にあつては、法人登記簿の謄本

三 指定管理者指定申請書を提出する直近二事業年度における決算に関する

書類

- 四 その他知事が必要と認める書類

第三十二条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。

- 一 県営住宅等の設置目的の確実な実施が見込まれること。

- 二 県営住宅等の施設の平等利用が確保されること。

- 三 前条第一号の事業計画書の内容が、県営住宅等の効用を最大限に發揮することともに管理経費の縮減が図られるものであること。

- 四 当該事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。

第三十三条 指定管理者は、毎年度終了後三月以内に次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 一 県営住宅等の管理の業務に関する事業報告書

- 二 決算に関する書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

●佐賀県告示第三百三十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十七年六月一日

佐賀県知事 古川 康

通所介護	サービスの種類	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
旧 あおば	デイサービス	新 唐津市千代田町二一〇九番地六七	唐津市和多田大土井六番五六号	平成一七・五・一

区域の名称	同上に含まれる森林	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
筑後川	鳥栖市、神埼郡（三瀬村を除く。）及び三養基郡の一円	三三四〇七
川上川	佐賀市、佐賀郡、神埼郡三瀬村及び小城市（小城町及び三日月町に限る。）の一円	五四五八七
佐賀北部	唐津市及び東松浦郡の一円	三九九三六
六角川	多久市、武雄市、小城市（牛津町に限る。）及び杵島郡の一円	二七〇二二
有田川	伊万里市及び西松浦郡の一円	三七三三三
佐賀南部	鹿島市及び藤津郡の一円	九九

●佐賀県告示第三百四十九号

佐賀県地域総合整備資金貸付要綱（平成二年佐賀県告示第五百九十九号）の一部を次のように改正する。

平成十七年六月一日

佐賀県知事 古川 康

第四条第五項中「新地域経済基盤強化対策実施要綱」（平成九年一月二十日付け自治令第三号自治事務次官通知）に基づき選定された新地域経済基盤強化対策推進地域又は」を削る。

第十一条第五号中「破産」を「破産手続開始」に改める。

●佐賀県告示第三百三十九号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成十七年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成十七年六月一日

佐賀県知事 古川 康

附則第二項中「平成十五年四月一日から平成十六年三月三十日까지」を
 「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十日까지」に読み替わる。
 別表を次のとおり改める。

別表

	24億円	25億円
	36億円	37億円
第4条第1項	過疎地域	過疎地域又は離島振興法(昭和28年法律第72号) 第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域
	24億円	25億円
	30億円	33億円
	36億円	37億円
	45億円	48億円
第4条第4項	24億円	25億円
	30億円	33億円
	36億円	37億円
	45億円	48億円
第4条第5項	37億5千万円	41億円
	56億円	59億円

○ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年7月20日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成17年6月1日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成17年5月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会

(2) 代表者の氏名 山田 隆司

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市高木瀬東一丁目5番19号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害や難病等を持ち、地域生活において挑戦する機会を与えたされた選ばれた人(以下、「チャレンジド」という)及びその家族(以下、「チャレンジド等」という)に対して、自立して地域生活を送るために必要な支援に関する事業を行い、チャレンジドの社会参加と福祉の増進に寄与することを目的とする。

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により次のことおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成17年6月1日

佐賀県知事 古川 康

意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内
一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。

1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングセンターモリナガC
鹿島市大字高津原字四本松5026番 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

株式会社スーパーモリナガ

(変更前)

小城市小城町大字松尾4080番地3

(変更後)

佐賀郡川副町大字南里757番地

- (3) 変更した年月日
平成16年6月1日
- (4) 変更する理由
大規模小売店舗を設置する者の本社移転のため

2 届出年月日
平成17年5月2日

3 関係書類の縦覧
(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間
平成17年6月1日から

平成17年9月30日まで

4 その他
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、

意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業者の営業停止処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年6月1日

佐賀県知事 古川 康

1 処分をした年月日
平成17年5月31日

2 処分を受けた者の商号
三省土木株式会社

3 主たる営業所の所在地
佐賀県佐賀市西与賀町大字高太郎2083番地1

4 代表者の氏名
松尾 逸雄

5 当該建設業者の許可番号 佐賀県知事許可（特-13）第2533号

6 処分の内容
建設業法第28条第3項に基づく営業停止

- (1) 停止を命ぜる営業の範囲

土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの

(注1) 「土木工事業に関する営業」とは、発注者から直接土木一式工事を請け負う営業及び他の建設業を営む者が発注者から直接土木一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

う。

(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(注3) 「民間工事」とは、上記（注2）以外の建設工事をいう。

(注4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する

法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間

平成17年6月6日から平成17年6月20日までの15日間

7 処分の原因となつた事実

三省土木株式会社は、佐賀土木事務所発注の「広域特水第401号本庄江広域基幹河川改修（特水）工事」に関し、下請負人が関係法令に違反しないよう指導すべきところ、これを怠つた。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業者の営業停止処分を行つたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年6月1日

佐賀県知事 古川 康

1 処分をした年月日 平成17年5月31日

2 処分を受けた者の商号 株式会社鬼崎建設

3 主たる営業所の所在地 佐賀県佐賀郡東与賀町大字田中552番地6

4 代表者の氏名 鬼崎 健記

5 当該建設業者の許可番号 佐賀県知事許可（特-13）第5935号

6 処分の内容 建設業法第28条第3項に基づく営業停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの

(注1)「土木工事業に関する営業」とは、発注者から直接土木一式工事を請け負う営業及び他の建設業を営む者が発注者から直接土木一式

工事として請け負つた建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいいう。

(注2)「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(注3)「民間工事」とは、上記(注2)以外の建設工事をいう。

(注4)「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する

法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間

平成17年6月6日から平成17年6月20日までの15日間

7 処分の原因となつた事実

株式会社鬼崎建設は、東与賀町発注の「平成15年度干潟公園整備事業木橋・階段・展望台工事」に関し、下請負人が関係法令に違反しないよう指導すべきところ、これを怠つた。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業者の営業停止処分を行つたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年6月1日

佐賀県知事 古川 康

1 処分をした年月日 平成17年5月31日

2 処分を受けた者の商号 有限会社西輝建設

3 主たる営業所の所在地 佐賀県佐賀郡東与賀町大字田中354番地

4 代表者の氏名	西村 幸弘	このことは、建設業法第28条第1項第4号に該当する。		
5 当該建設業者の許可番号	佐賀県知事許可（般-15）第10035号	建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業者		
6 処分の内容	建設業法第28条第3項に基づく営業停止	の営業停止処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。		
(1) 停止を命ぜる営業の範囲	土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの	平成17年6月1日		
(注1) 「土木工事業に関する営業」とは、発注者から直接土木一式工事を請け負う営業及び他の建設業を営む者が発注者から直接土木一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。	(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。	1 処分をした年月日	平成17年5月31日	2 処分を受けた者の商号
(注4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。	(注3) 「民間工事」とは、上記（注2）以外の建設工事をいう。	3 主たる営業所の所在地	佐賀県佐賀郡東与賀町大字下古賀1070番地6	4 代表者の氏名
7 処分の原因となつた事実	（注1）「土木工事業に関する営業」とは、発注者から直接土木一式工事を請け負う営業及び他の建設業を営む者が発注者から直接土木一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をい	5 当該建設業者の許可番号	佐賀県知事許可（特-13）第6616号	6 処分の内容
有限公司西輝建設は、佐賀土木事務所発注の「広域特水第401号本庄江広域基幹河川改修（特水）工事」及び東与賀町発注の「平成15年度干潟公園整備事業木橋・階段・展望台工事」に関し、一次下請として請け負った工事の全部を建設業法第22条第1項に違反して、他の建設業者に一括して請け負わせた。	（注2）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。	（注3）「民間工事」とは、上記（注2）以外の建設工事をいう。	（注4）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及	

び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間

平成17年6月6日から平成17年6月20日までの15日間

7 処分の原因となつた事実

佐賀土木事務所発注の「広域特水第401号本庄江広域基幹河川改修（特水）工事」及び東与賀町発注の「平成15年度干潟公園整備事業木橋・階段・展望台工事」に関し、建設業法第22条第2項に違反して、他の建設業者から一括して請け負つた。

このことは、建設業法第28条第1項第4号に該当する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成17年6月1日

佐賀県知事 古川 康

1 都市計画事業の種類及び名称

鳥栖基山都市計画用途地域

2 縦覧場所

佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成17年6月1日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

平成17年6月1日(水)

報公県賀佐

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（一般農道整備）八平北地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成17年7月14日までに佐賀県武雄農林事務所（郵便番号843-0023 武雄市武雄町昭和265番地）に提出してください。

平成17年6月1日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（一般農道整備）八平北地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年6月2日から平成17年6月29日まで

3 縦覧の場所

白石町役場

白石町役場

1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（一般農道整備）有明東地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年6月2日から平成17年6月29日まで

3 縦覧の場所

白石町役場

玄海町長 寺田 司から協議のあった玄海町営土地改良事業（基盤整備促進農道）田代地区の施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定したので、同条第6項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議を申し出ることができます。異議申出書は、平成17年7月14日までに佐賀県唐津農林事務所（郵便番号 847-0056 唐津市坊主町433番地1）に提出してください。

平成17年6月1日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（基盤整備促進 農道）田代地区の土地改良事業計画書の写し

玄海町営土地改良事業（基盤整備促進 農道）田代地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年6月2日から平成17年6月29日まで

3 縦覧の場所

玄海町役場

玄海町役場